

「即日告知・即日執行」訴訟の意義

—死刑の執行告知と同日の死刑執行受忍義務不存在確認及び国家賠償請求事件(1)—

古川 原 明 子

- 1、はじめに
- 2、「即日告知・即日執行」訴訟の概要 (以上、本号)
- 3、「即日告知・即日執行」訴訟の経緯
- 4、検討
- 5、おわりに

1、はじめに

2021年11月4日、死刑確定者2名が、現行の死刑執行日告知の運用が憲法に反するとして、大阪地方裁判所に国を被告とした民事訴訟を提起した(以下、本訴訟を『「即日告知・即日執行」訴訟』という)¹。現在、提訴から約2年が経過しており、裁判官の交代による弁論の更新を経て、まもなく結審となることが見込まれている。

本訴訟は、執行日告知のあり方に関する日本で初めての訴訟というだけ

1 本稿において「告知」とは、死刑執行の予定日(時)を死刑確定者に知らせることを言い、書面交付や提示だけでなく、口頭によるものも含む。従来、死刑確定者に執行の数時間前になるまで執行を知らせずにおくことは「不告知」と呼ばれることもあったが、「即日告知・即日執行」または「直前告知」と称するのがより適当であろう。これに対して、当日よりも前に執行日を告知することを、本稿では「事前告知」とよぶ。古川原明子「死刑と直前告知」赤池・石塚・斎藤・武内編著『刑事司法と社会的援助の交錯 土井政和先生・福島至先生古稀祝賀論文集』(2022、現代人文社)571頁以下。

でなく、即日告知・即日執行という行政運用が、適正手続、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」という）、そして人間の尊厳という3つの観点から違法であることを主張する点で注目される。そこで本稿ではまず、訴状・証拠・原告および被告の準備書面をもとに論点を整理する²。その上で、人間の尊厳に関する主張を中心に検討し、本訴訟の意義を示すことを試みる。

なお、本訴訟に先立って2020年12月25日には、再審請求中に死刑執行された死刑確定者の元再審請求弁護人であった弁護士らが、弁護権侵害を理由に国会賠償請求訴訟を提起した³。さらに本訴訟の翌年2022年11月29日には、大阪拘置所に収容中の死刑確定者3名が、絞首刑が残虐で非人道的な刑罰を禁ずる自由権規約に反する執行方法であること等を理由として、絞首刑による死刑執行の差し止めや、絞首による死刑宣告を受けた精神的苦痛に対する賠償等を求めた訴訟を提起している⁴。本訴訟を含めていずれも大阪地方裁判所に提起されたこの3つは、それぞれ死刑1号事件、死刑2号事件、死刑3号事件とも呼ばれ、2023年9月20日現在全てが係属中である。

2、「即日告知・即日執行」訴訟の概要

本件訴状は請求の趣旨を述べる第1から始まり、結論を示す第10までの

2 本件訴状は、以下のサイトから入手可能である。CrimeInfo、「金子武嗣&上原邦彦・死刑確定者人権基金 支援事件：第2号事件 死刑の執行告知と同日の死刑執行受忍義務不存在確認及び国家賠償請求事件」、<https://www.crimeinfo.jp/data/osaka/>（最終閲覧2023/09/20）。証拠や準備書面等は弁護団より提供を受けた。

3 再審請求中に死刑執行は「違法」元弁護人が異例の提訴、朝日新聞2020年12月25日

4 「絞首刑は国際法違反」死刑囚3人が執行差し止め求め提訴、毎日新聞2022年11月29日

構成となっている。以下、それぞれの概要を示す。

(1) 訴状の構成

第1 請求の趣旨

原告である2名の死刑確定者は国を被告として、以下を請求した。

- 1 被告は、原告Aに対し、金1,100万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 2 被告は、原告Bに対し、金1,100万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 3 原告らには死刑執行告知と同日になされる死刑執行を受忍する義務がないことを確認する
- 4 訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに1項ないし3項につき仮執行の宣言を求める

第2 死刑執行はどのようになされるか

刑事訴訟法（以下、「刑訴法」という）472条以下および執行事務規程9条・10条⁵を挙げながら、死刑判決の確定後、執行までの手続がどのようなものかを示している。刑の執行指揮をする検察官が執行に関する上申をし、その上申を法務大臣が検討した上で検察官に対して死刑執行命令を行う。そして検察官が、この命令を受けて刑事施設の長に対して死刑の執行を指揮することになる。この指揮は、法務大臣の死刑執行命令から5日以

5 9条「刑訴法第472条の規定により刑の執行指揮をすべき検察官（以下「執行指揮検察官」という。）の属する検察庁の長は、死刑の判決が確定したときは、法務大臣に対し、死刑執行上申書（様式第3号）に刑事確定訴訟記録（裁判所不提出記録を含む。）及びその裁判書の謄本2部を添えて提出し、死刑執行に関する上申をする。」、10条「刑訴法第475条第1項の規定により法務大臣から死刑執行の命令があったときは、検察官は、死刑執行指揮書（様式第4号）により刑事施設の長に対し死刑の執行を指揮する。」

内になされなければならない（刑訴法476条）。

第3 死刑確定者に対する死刑執行の告知時期

次に訴状は、死刑執行の告知時期が執行の1、2時間前に死刑確定者の舎房で行われることを、国会答弁⁶と自由権規約の政府報告⁷をもとに示している。具体的には、死刑執行の告知は死刑確定者に対しては「執行の当日」、「直前」、「（告知をしてから執行するまでが）普通は一、二時間」であること、その理由は「執行の当日より前の日に告知した場合、当該死刑確定者の心情に及ぼす影響が大きく平穏な心情を保ち難いと考えられること等」であることを確認する。

その上で、死刑執行に関する法律上の規定は上記の第2に示したものに限られること、すなわち告知に関する規定が存在しないことを踏まえて、即日告知・即日執行は政府の行政運用として行われていることを明らかにする⁸。

第4 違法理由その1：「即日告知」による死刑執行の運用は違憲である

第4から第6までは、即日告知・即日執行の違法性について3つの理由を述べるものである。

原告らが即日告知・即日執行の違法性を基礎づけるものとして第一に挙

6 2000（平成12）年の保坂展人衆議院議員による質問に対する森喜朗内閣総理大臣（当時）の答弁、2013（平成25）年の福島みずほ参議院議員による質問に対する安倍晋三内閣総理大臣（当時）の答弁。

7 自由権規約40条1（b）（政府報告書審査）に基づく2006（平成18）年の第5回政府報告書、2012（平成24）年の第6回政府報告書、2020（令和2）年の第7回政府報告書における回答。

8 前掲・注6にある福島みずほ参議院議員による質問主意書においては、死刑確定者に対して行なった2012年のアンケートが示されている。それによると、執行日より前に告知をして欲しいかとの問いに対して4割近い死刑確定者が「知らせて欲しい」と回答した。以下、このアンケートを「2012年アンケート」と呼ぶ。

げたのは、憲法31条の保障する適正手続の違反であった。訴状はまず、憲法31条が保障する適正手続の射程に関する判例の展開を、いわゆる死刑合憲判決（死刑は、「法律の定める適理の手続」によって認められる）⁹、第三者所有物の没収違憲判決¹⁰、旧関税法の第三者追徴に関する違憲判決¹¹、旧収賄罪の第三者追徴に関する違憲判決¹²を挙げて確認した上で、この適正手続の保障が行政処分にも及ぶに至ったとする¹³。そして、国による不利益処分のうち、とりわけ刑罰については適正手続が厳格に要求されることを述べ、死刑については執行停止事由の定め（刑訴法479条）があること、刑訴法が不服申立制度等¹⁴を設けていることが、その現れであると解する。

ところが、現行の即日告知・即日執行の運用においては、死刑確定者には不服を申立てる等の時間的余裕が現実的には存在しない。執行の2時間前に死刑執行が告知されても、死刑確定者は不服申立をすることができないし、弁護人に連絡を取ることもできないからである。そして、この点に

9 最大判昭和23年3月12日刑集2巻3号191頁

10 最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁。これが、翌年の「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」制定につながった。

11 最大判昭和37年12月12日刑集16巻12号1672頁

12 最大判昭和40年4月28日刑集19巻3号203頁

13 最判昭和46年10月28日民集25巻7号1037頁（個人タクシー免許事件）、最判平成4年7月1日民集46巻5号437頁（成田新法事件）。その結実が、1993（平成5）年の行政手続法制定であり、行政手続に基づく不利益処分を行う際には、「告知、弁解、聴聞」の手続を設けることが原則となった。また、訴状は下級審判決として、難民認定処分に関する東京高判令和3年9月22日をあげる。難民認定処分の異議申立に対する棄却決定を申請者が送還される直前まで告知せず、かつ告知後に第三者と連絡することを事実上認めずに強制送還をしたことについて、難民認定性に対する司法審査を受ける機会を奪ったとして憲法32条、同31条、同13条に違反することを認めた事案。

14 解釈申立権（刑訴法501条）、不服申立権（同502条）のほか、即時抗告（同504条）、特別抗告（同433条）の権利を挙げる。これらが可能な期間は3日から14日と幅があるものの、2時間以内というごく短期間に限るものは存在しない。

ついて「執行に対して異議の申し立てができないように仕組まれている」と指摘する死刑確定者がいることを、2012年アンケート¹⁵をもとに示す。以上のことから、即日告知・即日執行は、制度的に認められた不服申立等の権利を死刑確定者から剥奪し、裁判を受ける権利を侵害するものであって、憲法31条に反する違憲があると述べるのである。

第5 違法理由その2：「即日告知・即日執行」は自由権規約に違反する

自由権規約6条、7条、10条¹⁶の保障は死刑確定者にも当然に及ぶところ、即日告知・即日執行の運用はこれらの規約に違反すると述べるのが、訴状の第5である。この主張にあたって原告らは、国際人権法の理念と必要性、その歴史を詳らかにした後に、当該条約が締約国である日本を法的に拘束するものであること及び直接適用性があることを政府の回答¹⁷や判例・裁判例¹⁸をもとに示している。

15 前掲・注8参照。坂口弘死刑確定者（筆者注：原告ではない）は以下のよう
に回答している。「刑務官は、確定者の室の扉を開けて死刑執行を告知すると、
その場で確定者を拘束し、すぐ刑場に引致します。刑場の中には拘置所長が待
機していて、彼が正式に死刑執行を告知します。終わると、確定者は緊縛され、
手錠をかけられ、そのままの格好で処刑台に連行され、そこで首縄をかけられ、
踏み板を外されて、首吊り状態で殺されるのです。この流れの中で、私たち死
刑確定者は異議を申し立てることができません。」

坂口氏が述べるのが事実であれば、「告知」の定義も問題となるだろう。こ
の点は、被告国による関連する主張とあわせて次号で検討する。なお、前掲・
注1も参照されたい。

16 6条「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法
律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」、7条「何
人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑
罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を
受けない。」、10条「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の
尊厳を尊重して、取り扱われる。」（外務省訳より）

17 1980（昭和55）年の第1回政府報告書及びその審査会期である自由権規約委
員会第12会期での政府代表回答。

18 最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁（国籍法3条違憲判決）、最大

そこで導かれた自由権規約委員会の解釈の重要性を前提に¹⁹、当該委員会がすでに一般的意見において、死刑確定者に「適切な時に処刑日時を知らせないことは、通例、虐待となり、その後の死刑執行は自由権規約違反となる」との解釈を示していること、そして、この解釈を個人通報申立事件にも適用していることを明らかにする²⁰。それに加えて、委員会が日本政府報告書に対して個別に総括所見の中で改善勧告を繰り返していることから²¹、法律上の根拠のない行政運用としてなされている即日告知・即日執行は、明らかに自由権規約に違反すると結論づける。

第6 違法理由その3：「即日告知・即日執行」は人間の尊厳を損なう違法がある

ㄨ 判平成25年9月4日民集67巻6号1320頁（非嫡出子相続分違憲判決）、高松高判平成9年11月25日判時1653号117頁、徳島地判平成8年3月15日判時1597号115頁、大阪高判平成6年10月28日判時1513号17頁。

19 自由権規約委員会が長年にわたる政府報告書審査や膨大な個人通報事例の積み重ねを通じて示した総括所見および一般的意見は、自由権規約の最も権威ある重要な解釈指針として機能しており、すべての当事国に共通の規範的ガイドラインとしての権威を有するという。

20 6条についての一般的意見40（Failure to provide individuals on death row with timely notification about the date of their execution constitutes, as a rule, a form of ill-treatment, which renders the subsequent execution contrary to article 7 of the Covenant…）、7条についての一般的意見20および21。個人通報申立事件としては、Johnson v. Jamaica (CCPR/C/56/D/588/1994)、Brown v. Jamaica (CCPR/C/65/D/775/1997)、Eshonov v. Uzbekistan (CCPR/C/99/D/1225/2003)、Kovaleva and Kozyar v. Belarus (CCPR/C/106/D/2120/2011)を挙げる。ただし、死刑確定者本人ではなく親族が死刑執行についての詳細を知らされなかったことに対するもの。

21 たとえば2006年の第5回日本政府報告審査への自由権規約委員会の総括所見は「死刑執行に自ら備える機会がないことにより被る精神的苦痛を軽減するために、死刑確定者及びその家族に、予定されている死刑執行の日時について合理的な事前の告知が与えられることも確保すべき」ことを求め、2014年の第6回日本政府報告審査への総括所見は「死刑確定者とその家族に対して、死刑執行の予定される日時を合理的な余裕をもって事前告知すること」を求めている。

国連憲章前文と自由権規約10条²²が人間の尊厳の保障を定め、日本国憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と定めている。これらが保障する尊厳が死刑確定者に認められていないことが、即日告知・即日執行の違法性を基礎づける3つ目の理由とされている。

訴状が展開するのは、執行日が決定された死刑確定者と末期患者の状況が同じであるとの位置付けのもと²³、間近に迫った死を受容する機会²⁴が奪われることは人間の尊厳を侵害するという主張である。このような主張、あるいは死刑確定者と末期患者の比較は、いくつかの批判を受けるだろう。たとえば、死刑確定者は判決が確定した段階で死の受容に向けた期間に入ることができるはずだ（したがって、死を受容する機会は即日告知・即日執行によって奪われない）というものがある。これを予想して、原告らは、「ガンに罹患し死亡する可能性がある」と宣告されることと、「余命3ヶ月」など末期であると宣告されることの間に違いがあるように、死刑判決の確定と死刑執行日の告知は異なる衝撃を死刑確定者に与えるのだとあらかじめ反駁する。その上で、死の受容には一定の時間が必要であるところ、2時間前の告知のもとで受容はおよそ不可能であると述べる。

さらに原告らは、日本の死刑確定者に対する執行日の告知の異常性を、日本の医療慣行における癌告知とアメリカ合衆国（以下、「米国」という）の死刑制度との比較を通じて浮き彫りにしようと試みる。医療慣行との対比においては、日本の即日告知・即日執行が、まるで末期患者が「あなたの余命はあと2時間です」と告げられるようなものであり、1990年代までの医療慣行にさえ及ばないと断じる。他方、即日告知・即日執行によ

22 被拘禁者の尊厳の尊重について自由権規約10条は「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」とする（外務省訳より）。

23 自由を拘束されている点のみが異なるとする。

24 エリザベス・キューブラー・ロスが著書『死ぬ瞬間』で提唱した死の受容プロセスをもとに、否認、怒り、取引、抑うつ、受容の5段階を示す。

る死刑執行は米国では違憲となりうることを明らかにした上で²⁵、実際にそこでは1ヶ月から数日前には死刑執行日が死刑確定者に知らされているという事実に基づき、直前告知は可能であるとする。その一例として、死刑執行が毎年続いている米国・オクラホマ州の執行プロトコルの該当箇所や手続書類を示す²⁶。

そして、もしも自己の死を受容する機会を与えられたならば死刑確定者ができるであろうことを列挙し²⁷、その機会なく命を奪うことが人間の尊厳を著しく損ねるものであることを牛や豚の屠殺にも喩えて訴えている²⁸。

第7 原告らの損害賠償請求：慰謝料

原告らが即日告知・即日執行によりどのような利益を侵害されるかについて、訴状は大きく2点を指摘する。第一に、いつ執行されるか分からないことにより恐怖の日々を送っているという状況である。これについて原告らは、免田栄元死刑確定者が獄中生活を振り返って述べたことと、坂口弘死刑確定者のことばを事実として挙げる。第二に、仮に執行当日より前に告知されていたならば、すなわち事前告知がなされていたならば死刑確定者は何ができるかを検討し、即日告知・即日執行によりそれが奪われていることを述べる。ここで示されたのが、過去に日本で事前告知がなされていたことを示す音声テープである。このテープは、1956年に大阪拘置

25 原告らが証拠として提出したのは、キャロル・S・スタイカー、ジョーダン・M・スタイカー、笹倉香奈訳「死刑事件と適正手続（1）死刑と憲法的規制：アメリカと日本の比較」法時91（4）、96-101頁（2019）。

26 この点に関する回答書をもとにしたものとして、前掲・注1参照。

27 例として、食べたいものを食べる、嗜好品や俳句づくりなどしたいことをする、会いたい人に会う、手紙を送る、自らを振り返る、不服申立をする、財産処分・遺言書作成・献体など死後の処理をする等を挙げる。

28 2007（平成19）年、丸山和也参議院議員（当時）が法務大臣と法務省矯正局長との質疑において即日告知・即日執行を受ける死刑確定者の状況について「牛や豚の屠殺じゃないんですから、どこかへ引き出されて屠殺場に連れていかれる…幾ら死刑囚でも」等と述べたことを引用しながらの主張。

所において1人の死刑確定者が恩赦却下を所長から知らされてから執行までの3日間を記録したものであり、姉や他の死刑確定者、さらに刑務官と死刑確定者が体を触れ合いながら別れを交わす様子を確認することができる²⁹。この音声テープの他にも、かつて日本では事前告知が行われていたことを裏付ける検察官や刑務官の体験談が残っていることも明らかにする。これらのことから原告らは、事前告知がなされたならば、少なくとも他の死刑確定者や関係者らと別れを交わすことができるはずだと主張する。

このうち第一の点について、原告らの苦痛は現在進行形であり、国が即日告知・即日執行の運用を変えるまで苦痛が存続することをふまえ、慰謝料が算定されている。

第8 被告国の違法行為と原告らの受任義務の不存在：公法上の当事者訴訟

原告らの主張を阻みうるものとして、行政事件特例法に関する最高裁判例がある。これは、死刑の執行方法の適法性をめぐる訴訟において、行政事件訴訟特例法に基づいて執行方法を争うのは、実質上は行政事件訴訟をもって刑事判決の取消変更を求めることになるため許されないと判示したものである³⁰。

原告らはこれに対して、本件は死刑判決自体の有効性を争うものではないこと、告知の運用については法令上の根拠がないことから執行方法を争う場合とは異なること等を理由として、上記判例の射程が本件には及ばないと反論する。

その上で、今後も変わる見込みのない即日告知・即日執行から原告らを救済するためには、行政事件訴訟法上の義務付け訴訟も差止訴訟も不適法

29 大阪拘置所に収容されていた死刑確定者が、執行日を告知されてから執行後に至る1955年2月9日から同月11日までの経緯を当時の大阪拘置所所長が録音編集したもの。2022年10月、原告らはこの音声テープを反訳とともに新たな証拠として提出した。詳しくは次号。

30 最判昭和36年12月5日民集15巻11号2662頁

であり、公法上の当事者訴訟を提起する以外にないと主張する。

第9 被告国の死刑の行政運用には理由がないこと

国はこれまで即日告知・即日執行について、死刑確定者の「心情の安定」を保つことが理由であると繰り返し述べてきた。当日より前に死刑執行の事実を伝えたならば、執行を受ける当該死刑確定者の心情を著しく害するため、事前告知は適切ではない、すなわち即日告知・即日執行は合理的であるという。

これに対する反論として原告らは、前述のような米国の状況をみれば、事前告知によっても死刑制度は維持しようと思わず述べる。そして、事前告知を求める死刑確定者の声を示し、国の一方的な運用が現に執行を控えている死刑確定者達の希望に沿っていないことを指摘する。

また、おそらく1970年代半ばに、1人の死刑確定者が執行日の告知後に自殺をしたことが変更の理由であろうと思われるものの、いつからどのような理由で告知の運用を実際に変更したのかは不明確であると指摘し³¹、この点を含めた国の「秘匿主義」を批判する結論につなげる。

第10 結論

告知のあり方にとどまらず、どのように死刑確定者の執行の順番が決まるのか、そして法務大臣の死刑執行命令の後に、どのように執行が進むのか、執行の後にどのような措置が取られるのかは不透明である。このことは、日本の死刑制度の密行主義として長らく批判されてきた³²。訴状は、

31 国は、その後の弁論においても、前述（訴状第7）の事前告知がいつどのように変更されて現在の即日告知・即日執行になったのか、またその手続や根拠は何かについて開示することを拒んでいる。その詳細な検討は、次号にて扱う。

32 たとえば、団藤重光『死刑廃止論（第6版）』（有斐閣、2000）の「死刑囚の処遇の問題」（第I部4章最終節）136頁は米国の告知のあり方を紹介した上で、日本の死刑制度の秘密主義を悲しむべき文化として指摘している。➤

戦後から約60年の間に500人以上の死刑確定者が執行されてきたことを示し、これほどの人数の命が奪われながらも死刑の実態が「闇の中」にあったことの不当性を述べる。そして、即日告知・即日執行の行政運用は日本の秘匿主義の一つの証左であり、恥ずべきものと断罪して司法に判断を求めている。

(2) 小括

本件は訴状にして100頁以上、提出された書証は50を超えた。即日告知・即日執行の違法性を適正手続、国際人権、そして人間の尊厳という3つの論点に則して展開し、それぞれに対応する事実を積み重ねることで克明に示そうとしたものと評価できる。また、その試みが、死刑制度に関する一次情報の入手を極めて困難にする密行主義（秘匿主義）により阻まれていることを同時に訴える点も看過しえないだろう。

なお、「即日告知・即日執行」訴訟提起後の2022年11月に、第7回政府報告書審査に対する自由権規約委員会の総括所見が示された。これに先立ち委員会は、政府定期報告に関する事前質問票において、死刑確定者及びその家族に対して予定されている執行日時に関する妥当な事前通知を与えることのために措置が取られているか否かの報告を日本政府に求めた。これに対して政府は、「本人に当日より前に告知した場合には、その心情の安定を害することが懸念されるとともに、かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねない。また、家族等に事前に執行を通知した場合には、通

ㄨ 最近のものとしては、自由権規約委員会の第7回日本政府報告書審査におけるカウンターレポートの中で、「過去10年における死刑執行について、国会議員を通じて執行告知時刻などの開示を求めた。しかしながら、法務省はこれらの情報を一切開示しなかった」と指摘した監獄人権センター・国際人権規約連盟共同報告書がある。監獄人権センター、「国際人権（自由権）規約委員会第7回日本政府報告書審査に対するNGOレポート」8頁、<https://prisonersrights.org/article/article-394/>（最終閲覧2023/09/28）。

知を受けた家族等に対して無用な精神的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族等と本人との面会が行われ、本人が執行の予定を知った場合には、同様の弊害が懸念されることから、現在の取扱いはやむを得ない」と、従前の回答をただ繰り返している。即日告知・即日執行の行政運用が今後変更されることは期待できないという、原告らの主張を裏付けるものといえるだろう。このような政府回答に対して総括所見は、「死刑確定者とその家族が、執行に備える機会を欠くことで生じる心理的苦痛を軽減するために、死刑執行の予定日時について合理的な事前の告知を行うこと (giving reasonable advance notice of the scheduled date and time of execution to death row inmates and their families with a view to reducing the psychological suffering caused by the lack of opportunity to prepare themselves for this event)」を改めて求めたのである³³。

さて、「即日告知・即日執行」訴訟の提起は、その主張の明快さ、なにより死刑確定者が原告というインパクトゆえに、大きな注目を集めた。提訴日の午後に行われた司法記者クラブでの会見には報道各社が詰めかけ、弁護団に対して質問が相次いだ。その多くは原告となった死刑確定者を特定しようとするものではあったが³⁴、告知の運用に対する日本で初めての裁判により、これまで隠されてきた死刑執行の実態がいくばくも明らかになること、少なくとも現行の死刑制度の適正さについての議論が活性化することへの期待が共有された。

国外メディアも、ロイター³⁵を皮切りに一斉に報道を行なった。フラン

33 外務省、「国際人権規約」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html> (最終閲覧2023/09/28)。

34 訴訟代理人は、民事訴訟法92条に基づき、原告となった死刑確定者が特定されるような情報については閲覧等の制限をするよう裁判所に申立を行っている。

35 Elaine Lies (November 5, 2021), Japan death row inmates sue over 'inhuman' same-day notification, *Reuters*, <https://www.reuters.com/world/asia-pacific/japan-death-row-inmates-sue-over-inhumane-same-day-notification-media-2021-11-05/> (Accessed September 25, 2023).

ス³⁶、イギリス³⁷、アメリカ³⁸で訴訟提起が報じられ、その影響であろう、現地時間11月5日のイギリス国内におけるグーグルの検索キーワードでは、“Japan Death Penalty”が5位にまで上がったという。また、ロイターの記事を転載するメディアが多いなか、アジア諸国でも独自に本訴訟提起を報じるものが散見された。こうした国外での反応の大きさ、そして自由権規約に基づく本訴訟が国際的にも重要であることに鑑みて、弁護団は訴訟提起の翌月には日本外国特派員協会に訴状の英訳版を送付した³⁹。

本訴訟に対する一般社会の反応は、国外と国内で対照的であったように思われる。欧米では、日本がいまだに死刑を存置していることへの衝撃を述べるものや、即日告知・即日執行の非人道性を指摘するものが支配的であったのに対して、日本国内のネットニュースに対するリアクションの中では原告らの主張への反発や非難が圧倒的であった。媒体の性質によっては死刑確定者に対する暴言、誹謗が少なくなかったが、その中には「被害

36 November 5, 2021, Japon : des condamnés à mort poursuivent le gouvernement en justice, *Le Figaro*, <https://www.lefigaro.fr/flash-actu/japon-des-condamnes-a-mort-poursuivent-le-gouvernement-en-justice-20211105> (Accessed September 25, 2023).

37 November 5, 2021, Japan death row inmates sue over same-day executions, BBC, <https://www.bbc.com/news/world-asia-59173259> (Accessed September 25, 2023). Death row inmates sue over Japan's brief notice of execution, *The Guardian*, https://www.theguardian.com/world/2021/nov/05/japan-death-row-inmates-sue-over-same-day-notification-of-execution-report?CMP=Share_iOSApp_Other (Accessed September 25, 2023).

38 Adela Sulima (November 5, 2021), Japanese death row inmates sue over same-day notification of executions, *The Washington Post*, <https://www.washingtonpost.com/world/2021/11/05/japan-death-row-inmates-lawsuit/> (Accessed September 25, 2023).

39 絞首刑の違法性を問う訴訟の提訴がされた後の2023年1月には死刑1号、2号、3号事件の各事務局長（宇野裕明弁護士、植田豊弁護士、水谷恭史弁護士）及び全体を統括する金子武嗣弁護士が、日本外国特派員協会で記者会見を行った。The Fight Against the Death Penalty in Japan, *FCCJchannel*, <https://www.youtube.com/watch?v=Lv6asMNZfnA> (Accessed September 25, 2023).

者が死を受容する機会を奪った殺人者が、それを求めることは絶対に許されない」という非難も散見された。このような反発は、被害者遺族への素朴な共感や感情移入の表出であり、刑罰の目的や限界といった刑罰論とは距離があるといえるだろう。ところが被告である国が、同様の趣旨と取れるような主張を第2準備書面において示している。その主張の大部分は訴状第8の点への反論、すなわち行政訴訟で争うことが不適法であるとの訴えに費やされているが、国が告知の意義をいかに捉えているかが、即日告知・即日執行の合理性を主張する過程で時に表面化するのである。

本件は大阪地裁の第2民事部に配点され、2022年1月13日の第1回期日は傍聴券交付対象となった。

(次号につづく)